別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　むかわ町の人口は、若年層の流出や出生数より死亡数が大きい自然減により減少傾向で推移しており、年齢構成別では、少子化が進む一方で高齢者人口が増加しており、少子高齢化に拍車がかかっている。

平成３０年５月末現在の住民基本台帳による人口、世帯数では８，３１９人、４，３０８世帯となっている。

平成２７年国勢調査における就業人口は、第１次産業が１，４７７人（３３．１％）、第２次産業が７８１人（１７．５％）、第３次産業が２，２０２人（４９．４％）となっており第１次産業の比率が全国及び北海道の平均と比較して高くなっているが、どの産業においても減少傾向となっている。

|  |  |
| --- | --- |
| 産業別 | 単位：人 |
| １次産業 | 1,477 |
| ２次産業 | 781 |
| ３次産業 | 2,202 |
| 計 | 4,460 |

地域の産業は、農林水産業など第１次産業を中心に発展してきたが、経済の国際化の進展に伴い、これまでの地域間競争に加え国際競争が本格化してきた現在、本町の経済を支える産業は、農畜産物の輸入自由化、水産物、木材などの輸入量の増加など依然として厳しい環境となっている。

また、商工業については、卸・小売業及びサービス業が他業種に比べて多く、商工業者全体の約９５％が小規模事業者となっているが、製造業・サービス業を除く広い業種において、商工業者の大きな減少がみられる。

【むかわ町の業種別商工業者数】（むかわ町商工会調べ）　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 建設業 | 製造業 | 卸・小売業 | 飲食・宿泊 | サービス業 | その他 | 合計 |
| 平成20年度 | 65 | 23 | 95 | 60 | 75 | 37 | 355 |
| 平成29年度 | 54 | 19 | 80 | 46 | 69 | 46 | 314 |
| 増　減 | △11 | △4 | △15 | △14 | △6 | 9 | △41 |

（２）目標

むかわ町の中小企業においては、少子高齢化の影響による労働力の減少などの厳しい状況にあっても、労働生産性を維持・向上させることにより、地元産業の持続的発展を図り、地域活性化を促していく必要がある。

　　労働生産性向上のためには、助成措置や税制の優遇措置などによる支援により事業者の設備投資に対する意欲を喚起する必要があることから、生産性向上特別措置法第３７条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指すこととする。

　　これを実現するための目標として、計画期間中において新たに３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

　　町内の事業者の生産性向上を幅広く支援するため、本計画おいて対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

町内において可能な限り多くの事業者に先端設備等の導入による生産性向上を進めることが望まれることから本計画において対象となる地域は、町内全ての地域とする。

（２）対象業種・事業

本町の産業構造においては、ひとつの業種に偏在している状況ではないことや幅広い業種での先端設備等の導入の推進を進めるべきであることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは多種多様であると考えられるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性年率３％以上の向上に資すると見込まれる事業全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、町内に労働者が常駐する事業所等を有するものを対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）雇用への配慮

　　町は、人員削減を目的とした取り組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

（２）健全な地域経済の発展への配慮

　　町は、公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。